

令和8年度 糸島市経営強化・事業成長支援補助金 申請要領

1 趣旨

経営基盤の強化、経営革新及び持続的な発展に取り組む商工業者に対し、その経費の一部を補助します。

2 補助対象者

糸島市内に主たる事業所を有し、商工業を主たる事業とする中小企業者

3 補助率及び補助上限額

- ◆補助率：補助対象経費（消費税相当額を除く）の3分の2以内（千円未満切り捨て）
- ◆補助上限額：10万円 ※1事業者につき各1回限り。予算の範囲内で、交付決定順。

4 補助の対象となる経費

補助金の交付対象となる経費は、次に掲げるものです。

1	計画書等の作成を伴う国や県の補助金または助成金の申請に専門家のサポートを受ける場合	専門家への申請着手金、助言または指導等を受けるために当該専門家に支払う報酬、謝金、その他それらに類する対価
2	事業継続力強化計画または事業継続計画の作成に専門家のサポートを受ける場合	専門家に支払う報酬、謝金、その他それらに類する対価
3	経営課題の解決等にプロフェッショナル人材を活用する場合	マッチングプラットフォームへ支払う掲載料、またはマッチングまでのコンサルティング費用
4	商品開発等のためにクラウドファンディングを実施する場合	クラウドファンディングサイトの運営会社へ支払う費用、またはクラウドファンディングページを周知するための広告に要する費用

5 申請期限

令和9年1月29日（金）まで

6 事業の実施期間

交付決定日から令和9年2月28日（日）まで

7 申請方法

裏面の流れのとおり申請してください。様式は市のホームページからダウンロードできます。

問い合わせ・提出先 糸島市 商工振興課 TEL：092-332-2096

糸島市 経営強化・事業成長支援補助金

検索

8 申請から交付までの流れ

(1) 申請

下記の必要書類を糸島市役所商工振興課に提出してください。

必要書類	備考
補助金交付申請書（様式第1号）	
誓約書（様式第2号）	
見積書の写し等	
糸島市税に滞納がないことの証明	申請者名義のもの
事業所所在地及び業種を確認するための書類	
【法人の場合】履歴事項全部証明書	発行から3か月以内のもの
【個人の場合】令和7年確定申告書の写し	開業後間もなく、確定申告の実績がない場合は開業届の写し等
その他市長が必要と認める書類	

(2) 審査・交付決定

提出書類の内容を基に、申請内容が本補助金の趣旨に沿う内容であるか審査します。

交付することが適当と認められたときは交付決定通知を送付します。

(3) 実施

※専門家との契約や、プロフェッショナル人材とのマッチングの契約、クラウドファンディング運営会社への契約等は、必ず交付決定後に行ってください。交付決定前の着手は認められません。

(4) 変更申請

交付決定後に、申請内容に変更が生じる場合には、変更申請の手続きが必要な場合があります。糸島市商工振興課へご相談ください。

※変更の承認なくして支出された費用については、補助対象外です。

(5) 実績報告

各種補助金・助成金等の申請が完了したときは、完了後30日以内または令和9年3月10日のいずれか早い日までに、下記の書類を提出し、実績報告を行ってください。

必要書類	備考
補助金実績報告書（様式第7号）	
領収書等の写し	事業期間内に支払った費用が対象
各種補助金・助成金等の申請書等の写し	
各種補助金・助成金等の(不)交付決定通知書の写し	決定通知が届き次第、速やかに提出してください。Q&A Q14参照
その他市長が必要と認める書類	

(6) 交付額確定

当初の申請内容のとおり事業が実施されたこと等を確認し、適当と認められる場合には補助金交付額確定通知を送付します。

(7) 請求・交付

補助金交付額確定通知を受領した後、速やかに補助金請求書を提出してください。指定の口座（申請者名義のものに限る）に1か月以内に振り込みます。